

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年8月28日(水) 午後2時00分から4時00分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	20番	田中 武浩	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 農用地利用集積計画について
- 議案第21号 非農地証明願いについて
- 議案第22号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局

皆さんおはようございます。田中さんの方から欠席の連絡がきております。ただ今より平成 25 年度第 5 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 8 番委員の牧優作郎さんをお願い致します。

憲章朗唱（8 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

皆さんお疲れ様です。議会の関係でいつもと違う時間の開催になりましたが、ご協力いただきましてありがとうございます。

おととい、農業委員会会議に出席してまいりましたが、その中で国の来年度の動きというのが少しお話がございました。

いわゆる農地耕作放棄地が、なかなか解消が進まないということで国が農地の中間管理機構を 26 年度からスタートさせようということで、その仕組み作りあるいは予算獲得に動いているようですが、1 つ農業委員会が気になるのはこの仕組みを作り上げるのに農水省が農業委員会外しにかかっているのではないかという動きが見えるのが気になります。これは国の規制改革会議が今の仕組みに対して、農業委員会を踏み入れることを非常に懸念しているということのようです。理由は皆さんのお手元にチラシをお配りしておりますが、ここに書かれているようなことが特に経済界に強く印象に残っていると。あるいはその影響が農水省に届いているというようなことのようにです。

ここらの農水の動きに対して、農業会議あたりは「農業委員会が関与しなくてどうするんだ。」ということを盛んに訴えているようなんですが、現在のところでは、なかなか思うような展開にはなっていないということがございました。

この新聞記事に対して、皆さんであればなんと反論してくれるかなと、少し気にしたところでございます。

それからもう 1 点。国からの情報の伝達で、私ども市町村合併の折に屋久島町全域での選挙ということで選挙区を設けない、設けることができなかったために、一円での選挙をしておりますが、先般の通知で選挙区の設定が可能になったという通知がきております。選挙区の設定をした方がよいものなのか、後で少し皆さんのご意見をお聞きしたいと思っております。

本日の議案も非農地の件も含めて多くございますので、皆さんのご意見をお願いいたします。

それでは協議を始めます前に本日の会議録署名委員を 16 番委員・17 番委員をお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 4 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・XXXXXXXXXX、譲渡人・XXXXXXXXXX。土地の所在：XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、同じくXXXXXXXXXX。畑。2 筆の合計面積が XXXXXXXXXX m²。
農用地区域内です。利用状況：ススキ野と山林（雑木）です。営農計画及び耕作期間：バレイショが 1 月から 5 月・玉ねぎが 10 月から 5 月・トマトが 4 月から 9 月・月桃が 1 月から 12 月です。事由：新規就農。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積は

事務局

新規就農ですので0。経験年数：申請人が1年。農機具等の保有状況：耕運機・1、草払い機・1、チェーンソー・1です。

備考欄にございますように、農機具についてはすべて自己資金によって導入予定です。

周辺地域との関係について『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況については『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は新規就農者であります。申請地は山林雑木状態であり通作距離と作物の収益性が高いことが気になりますが、屋久島の農業の先進的事例になることを期待しております。したがって農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は■■■■の方ということで、4月頃わざわざ訪ねて来られてお会いして話をしたんですが、島外でイタリアン料理のオーナーシェフをされていて、屋久島に通い始めて10年くらい、■■■■に住み始めて5・6年になるということでした。屋久島で農業をして、行く行くは自分で作った作物を料理としてお客様に提供するところまでもっていったらということです。

■■■■の約1町歩ということですが、譲渡人の山林や宅地も一緒に買うということです。場所は■■■■の■■■■の■■■■の真上です。県道から少し上ったところに小さい農道が通っておりまして、その上に宅地があります。そこに自宅・お店を構えたいということでした。そこから2筆で約■■■■の山林状態で、農地判定も×か△という判断をしている場所です。1回で農地に戻すのは、なかなか難しいですので少しずつ伐採して、耕して、作物を作りたいという希望でした。屋久島にないめずらしい作物や野菜を作って、料理を提供したいということです。

譲渡人の方は、ずっと■■■■で仕事をしておりまして、本人は農業をしたことはないと思います。譲渡人の父親が存命中にミカンやサトウキビの栽培をしておりましたが、亡くなられてから畑は荒れております。いくらかでも遊休地が農地として回復していけば良いのかなと考えております。

農機具等は今から買うということですが、チェーンソーで伐採しないといけないような木も生えておりますので、チェーンソーも購入予定に入っております。以上です。

会長

整理番号4番について、皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。

○番（農業委員）

■■■■ということで、私の方からも説明を。現地は非常に荒れていて本当にやれるかどうか大変だと思いますけども、本人は1年以上かけてぼちぼちやるというふうに言っております。住まいはこっから通うことになるんですが、現地に行きやすい住まいを探すということで、近々家を建てたいということです。本人は真剣に考えておりますので、少しでも解消されることは良いことだと考えております。

○番（農業委員）

ここは私もよく通っているんですが、「畑だったのか。」とびっくりしたところです。資金があればなんとかなるかなと、期待が大きいんですけども、譲渡人の山林と宅地も買われるということのようですが、この土地に隣接しているんですか。

○番（農業委員）

いえ。宅地は隣接してますけども。

○番（農業委員）

5ページの航空写真を見てください。申請地が囲ってありますが、左下のカギになっているところに宅地があります。ここは譲渡人の妹夫婦が住んでいたんですけども、更地になっておりますので家を作ろうと思えばいつでも作れます。山林はまだ上の方になります。

○番（農業委員）

住所が■■■、申請地が■■■ということでしたが、農地の隣に宅地もあって、行く行くは家も建てられると思いますし。

今までの屋久島の農業と違った作物を作られるということで、“月桃”というのも西之表の方が栽培されていて、新聞にも出ておりましたが、月桃は屋久島の山にも結構ありますから。その代り種類が何種類もあって、何を作るかですけども、屋久島にあったものが栽培できればお金になるんじゃないかと思います。私は賛成です。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは整理番号4番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号4番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号5番・6番は関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号5番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・■■■、譲渡人・■■■、親子関係です。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。農用地区域外です。利用状況：一般畑です。営農計画及び耕作期間：野菜が1月から12月です。事由：新規就農。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積は新規就農ですのでありません。経験年数：申請人が20年、妻が20年です。農機具等の保有状況といたしまして、草払機・1、動噴・1。管理機を導入予定です。周辺地域との関係について『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況については『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号6番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人は整理番号5番と一緒にです。土地の所在：■■■、同じく■■■、畑。2筆の合計面積が■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：一般畑。

以下は整理番号5番と同じですので省略させていただきます。

整理番号5番の所有権移転分・■■■㎡と、整理番号6番の使用貸借分・■■■㎡を合わせますと■■■㎡となり、下限面積を満たしております。

親子間の贈与と貸借により下限面積を満たしての申請となります。農地法の改正により世帯の範囲が広げられ、同居していなくても2親等内で親の農作業に従事しておれば、本人の下限面積を満たさなくても親が下限面積以上であれば許可できるようになっております。

譲受人の親は兄と同居していますので、別世帯と考えこのような申請になっているようです。

この案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号5番・6番について一括で審議したいと思います。担当委員のご意見ををお願いします。

○番（農業委員）

譲受人は■■■■でも優秀な■■■■をお兄さんと2人で組んでやっておりますが、近年はトビウオがかんばしくなくてトビウオを辞めて1本釣りをやっているそうです。漁がかんばしくないため、自分の食べる分だけでも畑で作りたいということだそうです。父親が90歳でまだ農作業もしておりますが、今のうちにとということもあるようです。両方贈与したらという話もしましたが、いろいろあるみたいで、追々ということでした。

1つ気になるのが8ページに航空写真がありますが、申請地のすぐ下の建物は■■■■です。本人宅の周りの土地の登記を変更したいということです。それから、貸借する土地はページの左側にありますけども、ここは昨日現場を見に行きましたらちょっとした山になっています。農地として現在は使われておりませんが、木が何本かありますがススキとカヤですから頑張れば手を入れれば農地になると思います。行く行くは2筆とも自分の名義にしたいという考えですが、親子間・兄弟間で揉めていることは一切ないということです。他に問題があるようですが、ボチボチということです。以上です。

会長

整理番号5番・6番について皆さん方からご質問、ご意見等ございませんか。

○番（農業委員）

譲り受ける申請地はお父さんが一生懸命畑をやっていたらっしゃいます。上の方の貸借の方は一部木が茂っておりますが、毎年草払いをしたりまだ畑として保全管理されているような状態です。

会長

皆さんからご意見、いかがでしょう。
皆さん方からご意見無ければ、親子間の贈与・貸借ということですが、許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号5番・6番について許可することに決定いたします。
続きまして整理番号7番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号7番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■。土地の所在：■■■■、畑。■■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：果樹が1月から12月です。事由：規模拡大。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が■■■■㎡。申請人の経験年数・20年、弟・5年。農機具等の保有状況といたしまして刈払機・2、動噴・1、運搬機・1です。

周辺地域との関係について『支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況については『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は■■歳と高齢ではありますが、■■歳の弟と営農しており技術もありますので、農地法第3条第2項の各要件に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

売買です。譲渡人のお父さんが亡くなられて、名義が息子さんなんですけども、果樹園はきれいに管理されています。譲受人は■■■の方なんですけども、高齢ですが兄弟で一生懸命されている方のようなようです。今回規模拡大ということで、問題ないと思います。今現在は4反程度を作付けしているわけなんですけども、自家用ということです。ここを購入すれば、将来的には農協にも出荷したいという希望もありました。規模拡大ですので問題はないと思います。以上です。

会長

整理番号7番について、皆さん方からご意見等ございませんか。

○番（農業委員）

譲渡人はもともと■■■の方なんでしょうけども、■■■に住んでおられるということ。それと■■■歳の弟さんがおられるということで、良い案件ではないかと思っております。私は賛成です。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号7番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番について、許可することに決定いたします。

続きまして議案第19号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号6番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・■■■、譲渡人・■■■、親子関係です。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。利用状況：農業用倉庫が建っております。第2種農地・都市計画区域です。事由：『父（譲渡人）からの経営移譲による権利移転のため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が■■■㎡、既存倉庫が■■■㎡、既存駐車場が■■■㎡。合計■■■㎡です。始末書付きでございます。

申請地は■■■から■■■に準ずる県道より海側の■■■近くに位置し、周辺には申請人の畑があります。申請人は農地法の農業施設の許可不要を間違った理解をして、このような形になったということです。申請人の所有面積は約■■■あり、効率的に作業を行うためにも各種農業機械が必要であり、本案件についてはやむを得ないと考えます。

なお農地区分については、10a以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号6番について担当委員よりご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人の■■■さんは、皆さんご存知のとおりお茶を大々的にやっておられる方で、長男の■■■君は農業大学を出てきて2年目、親父さんの後を継いでお茶をやっております。場所は20ページをご覧ください。■■■の堆肥工場のすぐ上になります。

■■■さんの建物を建てる時に私も加勢に行ったんですが、もともとは雑木のあった利用されていない畑でした。そこに2回にわけて倉庫を作っております。1回目の時に私も加勢に行って、大きな建物ですが、大工を雇わず自分で建てました。17ページに建物の配置図がありますけども、■■■さん本人が建てた建物です。■■■さんが勘違いをしていたということで、始末書付きの申請になりました。ご了承願いたいと思います。以上です。

会長

整理番号6番について皆さん方からご意見・ご質問いかがですか。

（「異議ありません。」の声あり）

異議ありませんの声です。整理番号6番について同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号6番に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号7番です。

事務局

整理番号7番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡。利用状況：宅地。第2種農地、都市計画区域です。事由『借家に居住していたが、家主の都合により急きょ出ないといけなくなり、借家を探したが見つからず兄を頼ったところ、農業用倉庫兼休憩所で良ければ譲ってもよいとの話になり、今回申請いたします。』ということです。

転用目的及び事業計画：土地造成が [REDACTED]㎡、既存宅地が [REDACTED]㎡、駐車場が [REDACTED]㎡。合計が [REDACTED]㎡。始末書付きです。

申請地は [REDACTED] から山手側へ [REDACTED]m ほど行った所に位置し、周辺は住宅の点在する地域であります。平成 [REDACTED] 年に建築された農業用倉庫を改築して住宅にしたものです。借家を退去しなくてはならなくなり、いろいろ探したが見つからなかったということです。転用についてはやむを得ないと考えます。なお、面積が 200㎡以内であれば農地法適用除外証明で処理できた案件です。農地の区分につきましては、10a の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

今ご説明があった通りなんですけども、[REDACTED]さんがどうしても出ないといけないということで、お兄さんに相談して倉庫兼休憩所を譲り受けたということです。家を建てる時点で5条申請を出さないといけなかったんでしょうけども、本人たちにそういう知識がなかったということで、始末書付きで上がってきております。

27ページを見ていただければわかるように、申請地の隣にはアパートもできておりますし、周辺には家も点在しております、ここは住宅化していく場所だと思えます。もうすでに住んでおられるんですけども、周辺に影響を与えることもございませんし、私の手落ちで始末書もつけております。認めていただけたらと思えます。 以上です。

会長

整理番号7番について、皆さん方からのご意見をいただきます。いかがでしょう。

（「異議ありません。」の声あり）

異議ありませんの声ですが、整理番号7番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

同意することに決定いたします。

続きまして28ページ。議案第20号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第20号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号10番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・[REDACTED]。貸人・[REDACTED]（相続人：[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]）土地の所在：[REDACTED]、畑、他1筆。2筆の合計面積が [REDACTED]㎡。農用地区域内。内容：野菜・タンカン。契約期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までの [REDACTED] 年間。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・パッションフルーツ。経営面積：所有面積が [REDACTED]㎡、借地が [REDACTED]㎡、合計 [REDACTED]㎡です。従事日数：200日。農機具等の保有状況といたしまして、軽トラック・1、動噴・1、運搬車・1、耕運機・1、草刈機・2です。

○番（農業委員）

31 ページに写真があります。写真の 1 番上にあるのが、
 です。斜め下に小高い森がありますけども、その 1 角にあります。
ここは石ばっかりの山で、昔から耕作されておりません。住宅が 3 件
建っておりまして、1 番下の宅地が さんのお宅です。家の前に申
請地がありまして、左の方の現況は畑になっておりますが、山林に近
いです。隣は さんがバナナや野菜なんかを作っておりました。

私も 2 回程行きましたが留守で本人に会えなかったんですが、いろ
いろなことがあって借りられると思うんですが、農地としては良い土
地とは言えません。

 さんは から来られた方で、近くに遊び仲間がいたり、自転
車に乗っておったりしていたんですが、最近は姿を見ないというこ
とで、『元気なかなあ。』という近くの人声でした。たまに娘さんが
来られているようです。

 さんについては、 さんの方から説明いただきたいと思いま
す。

○番（農業委員）

借人は私の担当ですが、申請人は“人・農地プラン”の青年就農給
付の認定を受けまして、果樹を中心に一生懸命やっている青年です。

本人と話をしたんですが、貸人とは知人で付き合いがあったそうで
貸人が高齢で何もできないということで、借りることになったそうです。

ハーブを栽培したいということです。面積的には m²あるんです
が、石が多くて実質作れるのは半分くらいかなということでした。借
人は果樹販売にも力を入れておりまして、やる気もありますので少し
でも畑として利用してくれるということで、問題ありません。

会長

皆さんの方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

これは、登記簿上の地目も山林なんですか。

会長

そうです。

○番（農業委員）

登記上山林である場合でも、現状が畑なら、申請をしないといけな
いんでしょうか。

会長

はい。農地法上はそのようになっております。

○番（農業委員）

現況でということですね。

会長

現況主義ということで謳われているんですが、逆の場合は、なかな
かその実態にないということが現状です。逆の場合というのは地目が
畑である、現況は山林状態であるという時に、法務局で『現況山林な
んで、所有権移転したい』という時に、そのまますんなりいくのかと
いわれると、法務局から指導なりがございます。

○番（農業委員）

仮に さんが『宅地として売りたい。』と言った場合はどうなりま
すか。

会長

そのまま黙って取引をすれば、許可なしで取引がなされてしまいま
す。ただ農業委員会・事務局が知った場合には、『手続きをしてくだ
さい。』と言うべきです。

○番（農業委員）

わかりました。異議ありません。

会長

他にご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは整理番号 11 番について申請を認めることにご異議ござい

会長

ませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は認めることに決定いたします。

続きまして、議案第 21 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 21 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号 12 番。申請人：[]。土地の所在：[]、畑、[]m²。第 2 種農地、都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『非農地通知となりました隣接地 []と同様、山林状態になっており農地に復元できる状況にありません。』ということです。

申請地は []を県道から約 []m ほど行き、さらに []寄りへ []m ほどのところに位置し、周辺は山林状態です。今回の農用地区域内の見直しにより、除外されたところです。この農地の取得の経緯は農用地利用増進法による売買で、現在の農業経営基盤強化促進法にあたり、所有権移転の登記や所得税の控除の優遇処置を受けており、非農地証明が上がってくるのは釈然としない気持ちもありますが、取得後 20 年以上経過し隣接地も非農地通知書を出していることから、非農地とすることはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 12 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請地の所在は、[]の []から []寄りに入ったところにあります。現場も見に行きましたが、結構な杉が生えておりまして、22・23 年前に取りされたようですが、その時すでに良い杉だったと思われます。農地にするには難がある土地だと思いましたので、仕方がないかなというふうに思います。

会長

皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ整理番号 12 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 12 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 13 番です。

事務局

整理番号 13 番。申請人：[]。土地の所在：[]、田、[]m²。第 2 種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『体調の関係で耕作放棄して 20 数年が経ち、願地の現況は木々が生い茂り農地としての利用は困難なため。』ということです。

申請地は []集落中心地から北西、山手側 []m ほどに位置し、今回の農用地区域見直しから除外されたところです。以前から話はあったんですが、農用地区域に入っていたため申請することができず、今回上がってきました。長年耕作放棄され、雑木が生い茂っている状態です。非農地にすることで周囲に影響もないと思われ、非農地とすることはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この土地につきましては 3 年ほど前から、[]さんの娘さんが定年

○番（農業委員）

されて帰ってくるので、『家を建てたい。』という相談が何度もあったんですが、『農振区域なので無理です。』と、近いうちに見直しがありますのでということで申請を伸ばしてきたところです。農免道と農道に挟まれている土地ですけども、周辺には4名の耕作者がいるんですけども、全部荒れているという状態です。■■■■としては農振から外れておりますし、この娘さんはポンカン・タンカン時期には毎年帰ってきて、収穫の手伝いをしておられましたので、この娘さんが帰ってくるというので、■■■■の活性化にもつながっていくと思っておりますので、何の問題もないと思います。 以上です。

会長

皆さん方からご質問・ご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号 13 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 13 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして、議案第 22 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 22 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について。

「耕作放棄地全体調査要領」(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、平成 25 年 4 月 26 日付け屋農第 111 号により、屋久島町長から農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断依頼があり、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知)により大字永田・吉田・一湊地区の現地調査を実施したので、同通知第 2 の 2 に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求めます。

調査年月日が、永田が 5 月、吉田が 6 月、一湊が 7 月と、早いうちに調査をしていたんですが、この調査結果を農林水産課に『非農地通知してよろしいか。』と伺いをたてて、農林の方が補助事業関係・サル柵、シカ柵関係をいろいろ現地調査して、その回答を待っていたためにちょっと時間がかかっております。

後については、集落別に説明したいと思います。 以上です。

会長

それでは、永田の調査対象が 700 筆を超えておりますので、調査にあたった方で、感想、気が付いたこと、これから気を付けないといけないなど思ったところなどございましたら、ご意見を聞かせてください。いかがでしょうか。

○番（農業委員）

かなり広範囲にわたってシカ柵をしているんですけど、その中でも非農地となっているところがたくさんあります。

会長

国の「耕作放棄地を解消しなさい。」という基本的な姿勢からすると公共投資がなされた内側については、解消すべしというのが国の方針なんですが、私どもの地域の実態からすると「じゃあそこを誰がするの。」というところで躓いているというのが、大方の地域の課題だろうと思います。

それでは吉田。事務局から説明をお願いします。

事務局

吉田は 27 ページに写真を載せてありますけど、■■■■は非農地として判断してあります。写真でみる限り農地に復元できそうですが、大岩と雑木、下の方も石がゴロゴロしているということで相対的

事務局

に判断しております。

会長

広範囲で筆数も多いですのでご意見が出にくいですが、資料をご覧になって、気になったところなどございませんか。

○番（農業委員）

一湊なんかもそうなのですが、無断転用は×になるんだけども、公共事業した後なんかも、そのまま整地したら無断転用なんですか。

会長

公共事業であっても、人の手が加わったら対象外にしています。

○番（農業委員）

個人の土地でも町の土地でもですか。

会長

そうですね。そういうことが分かった時には、事務局から町の財産管理に地目の変更なり所有権の移転なり、連絡をするようにしてありますので。

それでは一湊から。

○番（農業委員）

さっきも質問しましたが、公共の場所も無断転用なのかと聞きたかったところだけですかね。

会長

無断転用は、人の手が加わった場所はこの調査の対象外という説明をしましたが、そういう場所でも20年をはるかに超えている場合は、本人が非農地証明願いの申請を出せば、可能です。青空駐車場等に関しては、経過年数を示すものがないので、できません。

事務局

駐車場・資材置き場については、舗装もされておらず家屋の設置もされていない、いわゆる青空駐車場・青空資材置き場については、原則として非農地調査の対象外ということです。

会長

県下では始末書付きの案件が上がってきております。

それでは、3集落についての調査結果を皆さん方にお届けいたしました。この件について皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

議案第22号について、農地・非農地の判断を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

このように決定をいたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（4時00分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

16番

17番

平成25年8月28日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久